

# 弁護士による無料法律相談

## 要予約

離婚前・離婚後に養育費を取得するための  
取り決め、支払い履行・強制執行等に関する  
無料法律相談を実施します。



## 養育費は受け取れるの？

養育費が支払われなくなってしまった・・・  
親子交流の決め方、財産分与の対象 など

悩まずに、弁護士に相談してください

- 【相談日】 毎月第3水曜日  
① 13:30～ ② 14:30～ ③ 15:30～
- 【時間】 60分以内
- 【回数】 ひとり2回まで
- 【内容】 養育費に関すること  
※離婚、親権、親子交流、慰謝料、財産分与なども併せて  
相談することができます。
- 【場所】 ニコニコこども館 3階

## 事前の申し込みが必要です

※電話又は直接窓口で受付してください

申込  
受付

024-924-3341

受付時間 8:30～18:00 (第3土曜日とその翌日、年末年始を除く)

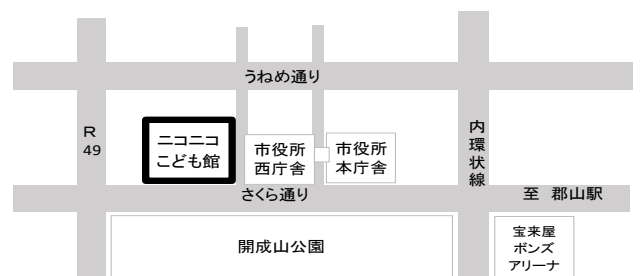
## 郡山市こども家庭課

郡山市桑野一丁目2番3号

ニコニコこども館 3階

TEL: 024-924-3341 FAX: 024-933-6665

e-mail: kodomokatei@city.koriyama.lg.jp



令和8(2026)年度 郡山市養育費等に関する弁護士法律相談事業

<b>利用対象者</b>	<b>対応する弁護士</b>
ひとり親世帯の父・母、寡婦、離婚前の父母で郡山市にお住まいの方、又は勤務している方	福島県弁護士会郡山支部に属する弁護士 ※弁護士の指定はできません
<b>相談内容</b>	<b>利用申込</b>
養育費に関すること ※離婚、親権、親子交流、慰謝料、財産分与なども併せて相談することができます。	相談日の2日前までに申し込みが必要です。 こども家庭課窓口又は電話で相談したい内容をお話しいただき、窓口又はオンラインにて申込をしてください。 ※決定次第、相談日時を通知します。
<b>利用回数・相談時間</b>	<b>相談日当日</b>
利用回数：ひとり2回 相談時間：60分以内 (相談内容の確認時間等を含む)	相談時間の5分前までに、ニコニコこども館3階こども家庭課にお越しください。  ※相談に際し、こども家庭課職員が同席しますのでご了承ください。
<b>相談場所・相談日・時間</b>	<b>相談員の配置</b>
①相談場所：ニコニコこども館 3階  ②相談日：毎月第3水曜日  ③対応時間（各時間1名） ア 13：30～14：30 イ 14：30～15：30 ウ 15：30～16：30	弁護士による無料法律相談の他、こども家庭課内に女性相談支援員を配置し、電話や窓口で随時相談をお受けしています。

令和8年度 相談日（毎月第3水曜日）

相談日	申込期間	相談日	申込期間	相談日	申込期間
4月15日（水）	4月1日（水）～ 4月13日（月）	8月19日（水）	7月16日（木）～ 8月17日（月）	12月16日（水）	11月19日（木）～ 12月14日（月）
5月20日（水）	4月16日（木）～ 5月18日（月）	9月16日（水）	8月20日（木）～ 9月14日（月）	令和9(2027)年 1月20日（水）	12月17日（木）～ 1月18日（月）
6月17日（水）	5月21日（木）～ 6月15日（月）	10月21日（水）	9月17日（木）～ 10月19日（月）	2月17日（水）	1月21日（木）～ 2月15日（月）
7月15日（水）	6月18日（木）～ 7月13日（月）	11月18日（水）	10月22日（木）～ 11月16日（月）	3月17日（水）	2月18日（木）～ 3月15日（月）